

令和7年、8年における河合町の介護保険料

介護保険料 基準月額 5,900円

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額
第1段階	・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額＋合計所得金額 が80万9千円以下の方	基準額 ×0.285	20,100円
第2段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額＋合計所得金額 が80万9千円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	34,300円
第3段階	(世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額＋合計所得金額 が120万円を超える方	基準額 ×0.685	48,400円
第4段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入＋ 合計所得金額が80万9千円以下の方	基準額 ×0.9	63,700円
第5段階	(同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入＋ 合計所得金額が80万9千円を超える方	基準額 ×1.0	70,800円
第6段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 120万円未満の方	基準額 ×1.2	84,900円
第7段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	92,000円
第8段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	106,200円
第9段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	120,300円
第10段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	134,500円
第11段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	148,600円
第12段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	162,800円
第13段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 ×2.4	169,900円